

平成 21 年 12 月 30 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

「平成 22 年度税制改正大綱」による商品先物関連の税制措置について（ご報告）

税制改正要望につきまして、去る 12 月 22 日、内閣府の税制調査会より「平成 22 年度税制改正大綱」が発表されましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 金融所得課税の一元化について

今年 10 月に本会が農林水産省及び経済産業省あて提出した金融所得課税の一元化に係る要望につきましては、「(金融商品間の) 損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進める」という方向性が示されました。

2. 商品取引所法の改正に伴う所要の税制措置

商品先物取引法の施行後、先物取引に関する支払調書の提出対象となる取引の範囲が「先物取引のうち商品スワップ取引等」、「店頭商品デリバティブ取引」、「外国商品市場取引」に拡充されることになりました。

3. 軽油先物取引の適正かつ円滑な実施のための軽油取引税に係る措置

商品先物市場における軽油先物取引において漏れのない軽油引取税に係る徴税が担保されるよう、商品取引所の規則により受渡しの当事者間で相手方を確実に認識できることとする等が定められた軽油先物取引について都道府県の課税当局に周知する措置を講ずることとなりました。

〔参考〕「平成 22 年度税制改正大綱」抜粋

〔金融所得課税の一元化〕

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

③改革の方向性

所得再配分機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。(以下、省略)

第二に、(以下、省略)。

第三に、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

第 4 章 平成 22 年度税制改正

11. 検討事項〔国税・地方税共通〕

- (1) 金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成 23 年度税制改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直しすることを検討します。

〔商品取引所法改正に伴う所要の税制措置〕

第 4 章 平成 22 年度税制改正

2. 個人所得課税

(2) 金融証券税制

- ⑩ 先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引に、次に掲げる取引を追加します。

イ 商品先物取引法の次に掲げる取引

- (イ) 先物取引のうち商品スワップ取引等(同法第 2 条第 3 項第 5 号から第 7 号までに掲げる取引)
- (ロ) 店頭商品デリバティブ取引
- (ハ) 外国商品市場取引

ロ 金融商品取引法の次に掲げる取引

- (イ) 市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等(同法第 2 条第 21 項第 4 号から第 6 号までに掲げる取引)

(ロ) 外国市場デリバティブ取引

(注1) 上記イの改正は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第74号)の施行の日以後に行われる差金等決済について適用します。

(注2) 上記ロの改正は、平成23年1月1日以後に行われる差金等決済について適用します。

〔軽油先物取引の適正かつ円滑な実施のための軽油引取税に係る措置〕

第4章 平成22年度税制改正

6. 消費課税

(5) その他〔地方税〕

- ① 軽油の受渡しの当事者間で相手方を確実に認識できることとする等商品取引所の規則において必要な措置が講じられた軽油先物取引について、軽油引取税を適切に課税できるよう、都道府県に対する周知等の措置を講じます。

以上